

法学 セナー

2000年9月1日発行 毎月1回1日発行 通巻549号 1956年(昭和31)年4月12日 第3種郵便物認可 Vol.45.9
日本評論社 ISSN 0439-3295

9 2000



「ロー・ジャーナル」
南北朝鮮首脳会談をどうみるか ●吉田康彦
ペルー大統領選挙をどうみるか ●川柳博昭
「環境破壊」とODA ●篠見一夫
エホバの証人輸血拒否最高裁判決 ●野口勇
土地収用法の改正 ●政野淳子

特集

活用しよう、消費者契約法

消費者契約法と規制緩和、民法理論 松本恒雄 ● 潮見作男

ケーススタディ 齋藤雅弘 ● 池本誠司 ● 石戸谷豊 ● 村千鶴子 ● 野々山宏 ● 谷本圭子 ● 中田邦博

消費者契約法と今後の展望 横尾賢一郎 ● 加賀山茂

司法改革を追う

陪審裁判を考える

【第8回】

以下の文章は司法制度改革審議会¹⁾に提出した意見書です。現在、審議会では司法への市民参加の形態が議論されています(昨年一二月の「論点整理」でも陪審制は項目に掲げられている)。

報道と陪審(上)

カリフォルニア大学サンタクルーザ校社会学准教授(Associate Professor of Sociology) 福米 寛

よく耳にする言葉だ。「一般市民が陪審をやる」としたら報道が心配である。「情報氾濫社会では、陪審員はマスコミ報道に影響されて情緒的な判断をする」がある。陪審員の多くは新聞やテレビの報道に左右されやすく公正な判断ができないという見方である。実際に陪審員はマスコミの報道に基づいて有罪・無罪を決定するのだろうか。そして、事件報道は公正な陪審裁判を妨げるのだろうか。

このレポートでは報道と陪審の関係に

ついて考えてみたい。まず最初に現在のアメリカではどのような措置がなされているのかを紹介・検証し、日本での適応性と報道と陪審の関係について考えてみる。

さらにこのレポートでは陪審裁判の公正たる運営と存在について考えてみたい。そしてこのレポートに記したアメリカの現状と実態をみれば、報道によつて陪審員が評決するという可能性は極めて少ないことが理解できるだろう。アメリカ法曹協会(American Bar Association)は一九七八年に修正した刑事訴訟法の規律の中で、報道の自由と公開裁判の共存に賛同する見解を出している。²⁾つまり、報道は規制せずとも陪審は導入できるのである。また陪審裁判を制度化すれば、法廷で示される十分な情報や証拠・証言に基づく報道は必然的となり、検察・警察寄りの偏った情報が流れる可能性も少なくなる。報道機関によつて多少の違いはあるだろうが、少なくとも陪審裁判の導

入で、弁護人側からの証拠・証言も一緒に法廷で提示されることになり、今までのよりはバランスのとれた透明度の高い報道が可能となる。よつて公正・公平な報道を行うためには陪審制度の確立は大きな意味をもつこととなり、陪審制度の導入と確立は報道機関を好ましい方向へ適正化される可能性も持つのである。

アメリカでの報道と陪審の関係

アメリカでの報道に関するこれまでの措置を大きく分けると、次の三つの方法に分類される。報道を直接規制しようとする措置、また報道を間接的に規制しようとする方法、最後に陪審への報道の影響を最小限に喰い止めようとする審理中の措置である。いずれの措置も長所・短所を有する。そしてこれらの規制に対するマスメディア界の反応もさまざまである。

(A) 報道の直接規制

報道を直接規制する措置に次の三つがある。(1)裁判閉鎖(Closure)予備審問を含め、裁判そのものをマスコミから閉鎖する措置、(2)報道制限命令(Restrictive order)たとえば陪審裁判の審理開始まで報道を控えさせる措置、そして(3)報道禁止令(protective order)——特定の証拠・証言・プライバシーに関する

情報報道を禁ずる措置³⁾がある。

この三つの措置で一番厳しい報道規制は裁判閉鎖(Closure)である。この裁判所の措置に対し、マスコミ界は多くの訴訟を起して来ている。それは合衆国憲法第一修正が保証する言論・報道・出版の自由と、第六修正が保証する公正な陪審(impartial jury)で公開裁判を受ける被告人の権利とが真っ向から対立するものだからである。従つて最高裁の判例も数多くある。主だった最高裁の判決にギャネット社(Gannett Co.)とリッチモンド新聞社(Richmond Newspapers)のケースがある。ギャネット社のケースはニューヨーク・ロッチェスターで、ある男性が失踪、殺害された事件で裁判所は予備審問からマスコミを締め出す決定を出し、新聞社がその措置を違法とし訴訟を起したものである。最高裁は公正な裁判を受ける被告人の権利を受け入れ、マスコミ側が敗訴する結果となった。³⁾リッチモンド新聞社のケースでは殺人罪に問われた被告の弁護人が裁判閉鎖を申し出、検察官の異議もなく裁判官も許可したことから、マスコミを裁判所ものから締め出す結果となり、新聞社が訴訟を起した。地裁の裁判閉鎖命令はヴァージニア州法に乗つ取つたものであったが、最高裁はメディアと一般市民の公開裁判で知る権利を主張、新聞社に有利な判断を下している。⁴⁾

報道制限命令 (restrictive order) での主だった最高裁判例にネブラスカ報道団体 (Nebraska Press Association) のケースがある。ネブラスカで起きた殺人事件が大きく報道され、裁判官が陪審員選出終了まで報道禁止を命じ、報道団体が訴訟を起したものである。しかし最高裁は地裁での報道制限を覆えず判決を出した。他に一九七八年と一九七九年に同様な二つのケースがあり、最高裁は両ケースでも地裁の報道制限命令を覆えず判決を出している。⁵⁾

三) 目の直接規制措置として報道禁止令 (protective order) がある。禁止令の中で最も使われる手段の一つに口止め命令 (gag order) がある。これは主に裁判関係者から外部への情報漏れを防ぐ手段である。これについては下記の「審理中に報道影響を最小限に喰い止める措置」を参照していただきたい。ここでは法廷でのセンシティブな情報、証言、プライバシーに関する情報の報道禁止が主な対象となる。たとえば、陪審員や未成年者、レイプ被害者、性的虐待を受けた子供の写真や氏名、その他特殊な資料や証言が報道禁止令の対象となる。口止め命令以外の報道禁止令が大きく問題化されたケースは、他の直接的措置より比較的少ない。しかし報道関係者から公判以前に情報が漏れ、裁判所がレポーターに召喚令状を発するケースも少なくない。とく

に報道規制が厳しい事件の裁判では報道関係者は取材情報秘匿法 (shield laws) を使って独自に重要な情報を得ることがある。公開されていない情報がマスコミによって報道される場合もあり取材情報秘匿法に関する判例は多い。たとえばブランドスバーク (Brandenburg) のケースでは、裁判所はレポーターが公判前に情報秘匿を前提に取材の過程で得たドラッグ密売の情報大陪審で証言させようとした。最高裁はジャーナリストの情報秘匿の権利より一般市民の法の秩序 (public interest in law enforcement) を優先視する判決を下している。⁶⁾

公判以前の報道 (pretrial publicity) が陪審に与える影響については多くの実証的研究や実験・リサーチが行われてきたが、確かな因果関係は立証されていない。その大きな理由に、研究の殆どが高校生や大学生、一般市民の陪審員候補者を使った模擬陪審研究が主であり、実際の裁判での効用については未だ不明となっているからである。たとえば一つの実際の陪審には事件情報を、もう一つの陪審には情報を与えず裁判を行い、最終判決の結果を比較するのが一番効果的で正しい方法である。しかしそのような実験は事実上、不可能である。アメリカの学者フラスカ (Frasca) は、もし陪審判決に影響を与えるほどの過剰な報道があったとしても、そのような事件が起る確率は

メディア活動の激しいアメリカにおいても、一万分の一にも満たないとしている。⁷⁾

従って、直接的な情報規制措置はかえって、報道関係者の激しい反撃もあり、あまり効果的な方法とは言えない。かえって裁判所と報道団体の戦いがクローズアップされる傾向がある。さらに厳しい報道規制は、逆に不明瞭な情報源から情報がリークする場合がある。その中には事実と反したニュースやデマもあり、間違った情報で世論が形成される可能性がある。事件当事者・関係者に対しても間違った情報が流れ、公正な裁判を受ける被告人の権利をさらに妨げる危険性も生まれる。

(B) 報道の間接規制

報道機関への直接規制が極めて少ない措置として次の四つが挙げられる。(1) 裁判延期 (continuance) たとえば、報道熱が冷めるまで裁判の開始を遅らせる措置。(2) 裁判地変更 (change of venue) 過剰な報道によって、先入観を持たない公正な陪審員が選択不可能と判断された場合、裁判を他の管轄域に移行する措置。(3) キング暴行裁判または今年一月ニューヨークでのアマデュー・デアロ (Amadou Diallo) 殺人裁判が当てはまる。(4) 特別に隔離された個人的ヴォア・ディーン (individualized and

sequestered voir dire, or extended voir dire) 集団で行うヴォア・ディーンではなく陪審員候補者を極めて小人数で、たとえば一人ずつ個別に質問・選択していくシステム。(4) 陪審員隔離 (jury sequestration) 陪審員が外部からの情報や影響を受けずに審判させようとする措置。たとえば、シン普森裁判での陪審員のケース) がある。

裁判延期は報道影響を減少させる効果はあるかもしれないが、一定期間を置けばマスコミ報道が自然に減少・縮小するとは限らない。また逆に裁判延期は被告人の迅速な裁判を受ける権利を妨げる。さらに重要な証人や証人が公判延期によって、裁判開始後必ずしも得られるとも限らない。さらに公判延期は、目撃者や証人の記憶を希薄にし、陪審員に対する説得力を減少させる危険性ももつ。

陪審員隔離の実質的效果については、はっきり解明されていないのが実情である。シン普森裁判のように陪審員が九ヶ月間隔離された例は非常に稀である。また他の隔離・陪審裁判でも選択される陪審員は、一般人とは異なった特定の社会階級層から選ばれる傾向がある。カリフォルニアでは陪審員に対し一日五ドル (五五〇円) 支払われる。この少ない報酬に対し、公共機関や民間会社は従業員が陪審員になったとき一定期間、給与を続ける制度を設けてきた。しかし、こ

った制度があるのはごく一部の公共団体や大企業に限られているため、長期間にわたる隔離・陪審裁判では、経済的に余裕があり、家族から離れた生活が可能な人達が選ばれる。たとえば有名な陪審裁判に七四年のジョン・ミツチエル司法長官とモウリス・スタンス商務秘書官が被告となったウォーターゲート裁判がある。このケースでは隔離された陪審が無罪判決を出している。しかしこの裁判におけるニューヨーク銀行副頭取のアンドリュー・コア陪審員の評議での影響力を見逃してはならない。最初の評議投票では八対四で有罪が優勢だったが、無罪主張者の一人アンドリュー・コアは結局有罪派八人全員を説得、無罪判決に導いたからである。彼は隔離中、窮屈な生活を強いられている他の陪審員を積極的に野球試合・映画などに招待し実質的なグループ・リーダーとなっていたからである。¹¹このように陪審員隔離は政治・経済的に特殊な人達から構成する陪審をつくり、その陪審は必ずしも公平・公正な評決を出すとは限らないのである。アメリカの政治学者、ジェームズ・レヴィーンは陪審員隔離はどんなに期間が短かろうが、不公平な評決を下す危険があると警鐘を鳴らしている。¹²

裁判地変更についてはいろいろな議論があり、一概にその有効性について結論

は出せない。オクラホマ爆破事件では隣のコラド州に裁判が移行し、被害者の家族の多くが公判に立ち合えない事態を引き起こしてしまった。¹³キング暴行裁判やディアロ殺人裁判は、人種構成・社会階層面で全く異なった管轄域に裁判が移行し、裁判地変更制度そのものを疑問視する声が上がった。カリフォルニアではロス暴動を踏まえて変更の際には移行先の裁判所管轄域は人種構成が同様な場所が好ましいとの法律作成の動きもあったが、保守議員によって州議会で潰された背景がある。その後同様な二法案も前カリフォルニア州知事ビート・ウィルソンが拒否権を行使し廃案となっている。¹⁴最後に考えなければならぬことは、もし公判以前の報道で「確たる」偏見をもった陪審員候補者が陪審員になる可能性である。個人的な偏見や先入観は多かれ少なかれみんな持っている。しかし法廷で出された証拠・証言にかかわらず、公判前の報道のみで被告人の有・無罪をすでに決定した陪審員が選択される可能性について考えてみたい。¹⁵

実際はそれ程までに偏見・先入観を有する人がいるかどうかは別として、ここでは根強く変えがたいバイアス(bias)を持つ陪審員候補者の選択について考えてみる。過剰な報道がなされた事件の裁判では、偏見の強い陪審員候補者を見分け

るため、従来のヴォア・ディールではなく特別なヴォア・ディールが用いられる傾向がある。従来のヴォア・ディールは陪審員候補者を三〇人から四〇人単位で法廷内に集め、検事・弁護士が質問、最終陪審員を選択していくものである。しかし、センシティブな事件での陪審員選出では、陪審員候補者の集団は法廷中で「小社会」を造り、検事・弁護士の質問や他の陪審員候補者からの返答でなかに正しく求められているのかを見極めてしまう可能性がある。社会一般的な常識が形成されやすく、よって他人の前で被告人や事件について個人的偏見や差別意見を発するのは難しくなる。このような法廷内で形成される心理的影響をなくすため、陪審員候補者を小人数ないし一人ずつ個別に質問し選択していくシステムが隔離された個人的ヴォア・ディールである。¹⁶場合によっては質問状をあらかじめ用意し陪審員候補者に配り、事件に関する予備知識を調査、それをもとにヴォア・ディールを行う。これは候補者の意識調査に効果的であり、また時間短縮にもつながる。質問状は検察官、弁護士が共同で作成し裁判官が許可したものが使われる。ヴォア・ディールのもう一つの効果的な使い方として「犯罪報道の中には警察や検察の情報を伝えるものもある」ということを陪審員に個々に説明し、理解でき

ない者は忌避権を使って排除することも可能となる。

これらの間接的方法は報道機関との摩擦が比較的少ない措置として用いられる。そしてこれらの特長として重複して使われる傾向がある。たとえば、裁判地変更を申し出る場合、あらかじめ報道の影響をアンケート調査し、裁判官に専門家が説明する。もし裁判地変更の申し出(notice)が却下された場合、慣例として裁判の延期と特別なヴォア・ディールを要請し、陪審員候補者を個別に質問し選択していく申し出も提出する。これも慣例として弁護士からその必要性を統計調査結果と専門家の証言と併せて申請する。たとえばベトナム戦争時代で有名な一九六九年のシカゴ・セブンの裁判では被告側は裁判地変更が却下されたとき、即、裁判の延期と特別なヴォア・ディールを申し出ている。裁判延期は却下されたが、特別なヴォア・ディールは許可された。次号に述べるマックマーチン陪審裁判もその一例で同じ様な措置がとられている。¹⁷

(C) 審理中に報道影響を最小限に喰い止める措置
審理中に取られる措置として、次の四つが挙げられる。(1) 口止め命令(gag order) 検察官、弁護士、証人、目撃者、その他関係者が法廷で審理中の事柄に関

する情報をメディアに流したり売るのを禁ずる上記の「報道制限命令」の一種で、おもに裁判関係者による情報漏れを防ぐ措置⁽⁷⁾、(2)弁護人の冒頭陳述と最終弁論 (opening statement and closing argument)「犯罪報道の中には警察や検察寄りの情報もある」ということを弁護人が陪審員に指摘して説明・理解させる⁽⁸⁾、(3)裁判官の陪審員への説示 (jury instruction)「法廷で示された証拠と証言のみに基づいて判断するよう裁判官が評議前に説明するもの、また審理中でも法廷での証拠、証言だけで判断するように随時、注意を促す」、(4)専門家の証言 (expert witness)「報道の影響について学者、専門家が陪審員に説明する」が挙げられる。

口止め命令は、報道機関に対する規制措置と同様、不明確なソースから得た情報や公開されてない資料や偏った証拠が報道関係者に流れる可能性があり完全な処置とはいえない。弁護人の冒頭陳述、最終弁論、専門家の説明をして裁判官の説示の効果についても明確な研究結果は出ていない。たとえば、フエイン、マク羅斯キ、トムリンソンの模擬裁判を使った研究ではバイアスな報道と許容できない証拠 (inadmissible evidence) に対し、裁判官の説示はあまり効果がないと発表した⁽⁹⁾。フリードマン、マイチン、

モラの研究では判事の説示は被告人に関するネガティブな事件情報の影響を減少させる効果があったとしている⁽¹⁰⁾。専門家の説明については実際に使われた例は少ない。ただ、評議内容や評決が人種差別で決定される可能性があるとなされた裁判では人種問題の専門家が証言すべきだという提案も出されている。しかし、専門家の説明の効果の程はあまり解っていないのが現状である⁽¹¹⁾。

(1) (ABA Standards for Criminal Justice, Fair Trial and Free Press Standard) を参照。たとえばアメリカ法曹協会 (ABA) の「公正な裁判と自由な報道」 (Fair Trial & Free Press) の委員会はテレビを含めたエレクトロニックメディアの公開放映に賛成する提案を一九七八年に提出している。

(2) 報道の自由と裁判所の報道規制の手法と影響については、判例や実証的研究が数多くあり、ここでは陪審に直接関係するケースだけに目的を絞って考えてみたい。

(3) Gannett Co. v. DePasquale (443 U.S. 368 (1979)) を参照。同様なケースに (Press-Enterprise Co. v. Superior Court (486 U.S. 1 (1986))) がある。その他連邦控訴裁判所などの判例も多くある。それらについては (Smolla, Rodney A. 1996. Smolla and Nimmer on Freedom of Speech. 3rd ed. N.Y.: Clark Boardman Callaghan) を参照。もっとも最近な

ケースでは一九九四年にカリフォルニア州の三振法成立の要因となったポリー・クラース殺人事件がある。このケースは、一二歳のポリー・クラースが自宅でバシヤ・バーティ後、リチャード・アレン・テイグイスに誘拐、殺害された事件である。テイグイスは婦女暴行・子供虐待の前科があり、一六年の服役刑も八年で出所、その執行着中に殺人に及んだことなど、前科のある犯罪者をさらに厳しく罰する三振法の成立を求める世論が持ち上がった。クラース殺人裁判では弁護人が予備審問の報道閉鎖を要求、裁判所はこれを許可した⁽¹²⁾ (Snyder, George. 1995. "Preliminary Hearings Closed In Polly Case," San Francisco Chronicle, May 19, A24) を参照。しかし、この措置は予備審問全般にわたった報道閉鎖ではなく、証拠に関する審問では報道閉鎖が解かれた⁽¹³⁾ (Snyder, George. 1995. "DNA Evidence Allowed in Klaas Case Trial," San Francisco Chronicle, July 1, A21) を参照。

(4) Richmond Newspapers v. Virginia (448 U.S. 555 (1980)) を参照。バージニア州法は (Va. Code 19.2-266) を参照。

(5) Nebraska Press Association v. Stuart (427 U.S. 539 (1976)) を参照。

(6) Landmark Communications v. Virginia (435 U.S. 829 (1978)) と Smith v. Daily Mail Publishing Co. (443 U.S. 57 (1979)) を参照。

(7) 民事陪審裁判と同様、マス・ロウ

ンに関する機内秘密 (金銭情報についても同じ) 措置がとられている (George H. Mitchell, "Marriage That Works," (Defense Counsel Journal 66:449,450)) を参照。

(8) Branzburg v. Hayes (408 U.S. 665 (1972)) を参照。

(9) (Frasca, Ralph. 1988. "Estimating the occurrence of trials prejudiced by press coverage," Judicature 72:162-169) を参照。

(10) 陪審員隔離の陪審員偏りの影響については (Fukurai, Hiroshi, Edgar W. Butler, & Richard Krooth. 1993. Race and the Jury: Racial Disenfranchisement and the Search for Justice, NY: Plenum Press, pp. 159-160) を参照。

(11) (Zeisel, Hans & Shari S. Diamond. 1976. The Jury Selection in the Mitchell-Stans Conspiracy Trial, American Bar Foundation Research Journal, pp. 161-162) を参照。実際のミッチェル・スタンス共謀の陪審員隔離の命令については (Jury Trial Manual for Criminal Offenses Tried in the District Court, Appendix VII Sample Sequestration Order) を参照。

(12) (Levine, James. 1996. "The impact of sequestration on juries," Judicature 79:266-272) を参照。

(13) (Queary, Paul. 1996. "Bombing trial moved to Denver because of a bias," Times-Picayune, February 27) を参照。また連邦出

盗聴法の廃止を求める
法学者の声明をめぐって

昨年八月二日に参議院で可決・成立した盗聴法(「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」)は、本年三月一五日の最高裁判所規則(「犯罪捜査のための通信傍受に関する規則」)の制定を受けて、その施行が間近に迫っている。

盗聴法に対しては、法案提出の段階から、日本弁護士連合会などの法律家団体を始めとして市民団体や労働団体など広範な国民諸階層から強い反対の声が表明されてきた。私たち法学者も、刑法学者の四度の反対声明とともに、参議院の審議が終盤を迎えた昨年六月二八日に四五八名の賛同の下に「盗聴法案に反対する法学者の声明」を公表した。

もともと盗聴は、憲法の保障するプライバシーや通信の秘密を秘密裏にかつ無限定的に侵害する危険な本質的特性をもち、憲法と刑事訴訟法が要請する手続的適正を確保することが極めて難しい処分である。しかるに、盗聴法は、こうした憲法上の本質的疑念を払拭するものとなっていないだけでなく、令状記載

を絞って考えてみた
(18) (Fein, Steven, Allison L. McCloskey, & Thomas M. Tomlinson. 1997. "Can the jury disregard that information? The use of suspicion to reduce the prejudicial effects of pretrial publicity and inadmissible testimony," *Personality & Social Psychology Bulletin*, v23(n11) 1215-1226) と (Freedman, Jonathan L., Christiane K. Martin, & Victor L. Mota. 1998. "Pretrial publicity: Effects of admonition and expressing pretrial opinions," *Legal & Criminological Psychology*, v3(nPart 2):255-270) を参照。
(19) (Herman, Susan N. 1993. "Why the court loves Batson: Representation-reinforcement, color blindness, and the jury," *Tulane Law Review* 67:1807-1853) を参照。
ハーマンは人種問題が陪審評決に影響があるとみなされる裁判では専門家による証言が必要で、差別認識の可能性をできるだけ減少させなければならぬと述べている(p.1851-1852)。専門家が証言するケースにはシンパソン裁判の、DNAなど特別専門知識に関する解説・説明も含まれる。

(ぶくろい・ひろし)
(以下、次号)

(証拠・証言にかかわらず、いかなる場合においても死刑に賛同しない) また逆に、特に死刑を求刑する者は陪審員選出において合法的に排除される。死刑反対、死刑擁護も一種の偏見とみなすことができるがこれについてはここでは言及しない。
(16) 個人的隔離されたヴァニアールの必要性とプロセスについては(Haney, Craig. "Affidavit of Dr. Craig Haney in support of defendant's motion regarding voir dire procedures," *Maryland v. Sails* (Circuit Court, Prince Georges County, Md, No.80-352, 1982)) を参照。
(17) これらの措置の共通点は費用がかかることである。裁判地変更やヴァニアールは弁護人からの申し立てを原則としているため陪審員候補者となる一般市民のアンケート調査・分析、そして専門家証言の費用が必要となる。裁判延期や陪審員隔離も期間によって異なるが、高いコストがつく対処方法でもある。しかしこれらの間接的措置が必要なのは第一級殺人に関する陪審裁判が殆どである。カリフォルニアでは第一級殺人裁判では専門家による調査・証言のコストを必要経費として弁護人が裁判所に申し出ることができる。California Penal Code section 987.9(a)を参照。またここで挙げた以外の措置として、陪審権を増やしたり、陪審員候補者団変更(change of venire)、そして訴えの却下(dismissal)がある。しかし、このレポートでは実際に陪審と報道が直接関係する措置に的

(3) のボリー・クラス殺人事件では弁護人が裁判地の変更申請を要求、サンノゼ、サンディエゴ、フレズノ、ロスが変更予定地の候補となった。弁護人側はソマ郡から一審選出サンディエゴを、そして検事側は北カルフォルニアのカウンティを要求、判事はコストの考慮とソマ郡に近いという理由でサンノゼを選んでいる。裁判地変更は一般市民のアンケートを使った意識調査の結果を踏まえて、一週間の聴聞会後、裁判官が判断したものである。(Mead, Tyra and Jamie Beckett. 1995. "Klaas trial to move to San Jose: Sites in Southern California rejected," *San Francisco Chronicle*, November 21, A1) を参照。
(14) キング暴行裁判の無罪評決後起きたロス暴動を踏まえ、人種構成を考慮した裁判地変更の法案(Senate Bill 1427)はカリフォルニア議会で拒否された。裁判地変更の法案の人種問題については("Out of the frying pan or into the fire? Race and choice of venue after Rodney King," *Harvard Law Review*, 106:705-722) を参照。このジャーナルの論説はキング暴行裁判の裁判官であり次号に述べる二度目のマックマートン裁判の判事ともなったロス地裁のスタンレイ・ウエイズバーグ(Stanley Weisberg)裁判官が、非白人が六〇パーセントを超えるロス郡から白人が過半数を占めるウィンチェスター郡へキング暴行裁判を移したことについて鋭い批判を述べている。
(15) 死刑を科しうる裁判では死刑絶対反対者